

## 令和8年度茨城県就労継続支援B型事業所作業用品等整備事業費補助金交付要項

(趣旨)

第1条 知事は、障害者の工賃向上を図るため、就労継続支援B型事業所が行う作業用品等整備に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その補助金の交付については、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(補助対象事業者)

第2条 補助対象者は、県内の就労継続支援B型事業所とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、次のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 新商品の開発及び商品の改良事業
- (2) 商品の生産方法の改善及び利用者の作業能力の向上事業
- (3) 商品の販路拡大事業
- (4) その他工賃向上に資するものと知事が認める事業

(補助金の額)

補助基準額	補助対象経費	補助率
1事業所当たり 500千円	補助対象事業の実施に必要な次の経費  需用費（消耗品費、印刷製本費、修繕料）、役務費（広告料）、使用料及び賃借料、委託料、備品購入費 ・設備設置に伴う据付工事費用を含む。 ・自動車取得時の自動車登録諸経費（自動車税、重量税、取得税、保険料、登録代行料、納車経費及びこれに係る消費税等）は <b>対象外</b> とする。 ・パソコン、事務用プリンター、複合機、タブレット端末、スマートフォン、カメラ、PC周辺機器（ハードディスク、LAN、サーバー、モニター、スキャナー、ルーター等）、電話機、テレビ、事務机、その他汎用性が高く目的外使用になり得るものは <b>対象外</b> とする。	1/2

2 補助金の交付額は、補助基準額欄に定める額と補助対象経費欄に定める経費から寄付金その他の収入額を控除した実支出額を比較していずれか少ない方の額に、補助率欄に定める補助率を乗じて得た額以内とする。

ただし、算出した額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(様式第1号)を別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び不交付決定)

第5条 知事は、前条の交付申請があったときは、当該申請に係る事項等を審査し、補助金の交付決定又は不交付決定を行う。

2 補助金の交付(不交付)決定の通知は、補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により行うものとする。

(申請の取り下げ期間)

第6条 規則第8条第1項の知事の定める期日は、前条の補助金交付決定通知書の送付を受けた日から15日以内とする。

(変更の承認等)

第7条 第5条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該補助金の交付の対象となった事業(以下「補助事業」という。)の内容を変更しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の中止等)

第8条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめその理由を記載した書面により知事の承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないときは、又はその遂行が困難になったときは、速やかに書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(交付の条件)

第9条 この補助金の交付には、次の条件を付すものとする。

- (1) 補助事業により取得し、又は効用が増加した設備で価格が30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、知事の承認を受けずに、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。ただし、その期間は、補助金等に係る予算の適正化に関する法律施行令(昭和31年政令第255号)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定めた期間と同等の期間とする。
- (2) 知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合には、その収入の全部または一部を県に納付させることができる。
- (3) 補助事業により取得し、または効用が増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

- (4) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る消費税及び地方消費税にかかる仕入控除額が確定した場合は、消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告書（様式第4号）により速やかに知事に報告しなければならない。
- なお、この場合において、当該仕入控除額の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (5) 補助事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、補助事業完了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。
- (6) 補助事業の対象経費について、重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

(状況報告)

第10条 知事は、必要に応じて補助事業者から補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業を中止し、又は廃止したときを含む。）は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は令和9年3月31日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

(決定の取消)

第12条 知事は、補助事業者が、補助金を他の用途に使用し、その他法令等又は知事の指示に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第13条 補助事業者が、虚偽及びその他の方法により補助金の交付を受けた場合は、知事は、必要な報告を求め、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(補助金の額の確定の通知)

第14条 補助金の額の確定の通知は、補助金確定通知書（様式第6号）により行うものとする。

(その他必要な事項)

第15条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この要項は、令和8年6月8日から施行する。

茨城県知事 大井川 和彦 殿

(申請者) 法人所在地  
法人名  
代表者職氏名

令和8年度茨城県就労継続支援B型事業所作業用品等整備事業費補助金  
交付申請書

標記について、下記のとおり補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 就労継続支援B型事業所の概要

事業所名	
事業所番号	
事業所所在地	〒
電話番号	
開設年月日	
メールアドレス	
担当者	(役職)
	(氏名)

3 添付書類

- (1) 所要額調書 (様式第1号の1)
- (2) 事業計画書 (様式第1号の2)
- (3) 収支予算 (見込) 書抄本 (様式第1号の3)

4 補助金受領の方法

送金方法	口座振替払
金融機関名	銀行・金庫・組合 支店・所
(フリガナ)	
口座名義	
口座番号	
預金種目	普通預金 ・ 当座預金 ・ その他 ( )

※通帳の口座情報が確認できるページの写しを添付すること

様式第1号の1

令和8年度茨城県就労継続支援B型事業所作業用品等整備事業費補助金  
所要額調書

(事業所名： )

(単位：円)

総事業費 (A)	寄付金その他の 収入額 (B)	対象経費 支出予定額 (A) - (B) = (C)	補助基準額 (D)	補助基本額 (C、Dのいずれか 少ない方の額) (E)	補助所要額 (F) = (E) × 1/2 (千円未満切り捨て)
			500,000		



収支予算（見込）書抄本

1 収入の部 (単位：円)

区 分	予算（見込）額	備 考
令和8年度茨城県就労継続支援 B型事業所作業用品等整備事業 費補助金		
自己資金		
借入金		
合 計		

2 支出の部 (単位：円)

区 分	予算（見込）額	備 考
合 計		

本書は、原本と相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

法 人 名：

代表者職氏名：

様式第2号

障 福 第 号  
令和 年 月 日

殿

茨城県知事 大井川 和彦

令和8年度茨城県就労継続支援B型事業所作業用品等整備事業費補助金  
交付（不交付）決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった標記補助金については、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号）第5条の規定により、下記のとおり交付（不交付）することに決定したので、同規則第7条の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 不交付決定理由

様式第3号

番 号  
令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

(申請者) 法人所在地  
法人名  
代表者職氏名

令和8年度茨城県就労継続支援B型事業所作業用品等整備事業費補助金  
変更承認申請書

令和 年 月 日付け障福第 号で補助金交付決定通知のあった標記補助金について、  
下記のとおり事業の内容を変更したいので、令和8年度茨城県就労継続支援B型事業所作業用  
品等整備事業費補助金交付要項第7条の規定により申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

様式第4号

番 号  
令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

(報告者) 法人所在地  
法人名  
代表者職氏名

令和8年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け障福第 号で交付決定を受けた令和8年度茨城県就労継続支援B型事業所作業用品等整備事業費補助金について、下記のとおり報告します。

記

- 1 就労継続支援B型事業所名
- 2 茨城県補助金等交付規則第14条の規定に基づく額の確定額又は事業実績報告による精算額  
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額  
(要補助金返還相当額)  
金 円
- 4 添付書類  
参考となる書類 (消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等)

様式第5号

番  
令和 年 月 日 号

茨城県知事 大井川 和彦 殿

(申請者) 法人所在地  
法人名  
代表者職氏名

令和8年度茨城県就労継続支援B型事業所作業用品等整備事業費補助金  
実績報告書

令和 年 月 日付け障福第 号で交付決定を受けた標記補助金の実績について、  
下記の関係書類を添えて報告します。

記

- 1 精算額調書 (様式第5号の1)
- 2 実績報告書 (様式第5号の2)
- 3 収支決算書 (又は見込書) 抄本 (様式第5号の3)

様式第5号の1

令和8年度茨城県就労継続支援B型事業所作業用品等整備事業費補助金  
精算額調書

(法人名： )

(単位：円)

総事業費 (A)	寄付金その他の 収入額 (B)	対象経費 支出済額 (A) - (B) = (C)	補助基準額 (D)	補助基本額 (C、Dのい ずれか少ない 方の額) (E)	補助所要額 (F) = (E) × 1/2 (千円未満切 り捨て)	交付決定額 (G)	実績額 (F、Gのい ずれか少ない 方の額) (H)
			500,000				

様式第5号の2

令和8年度茨城県就労継続支援B型事業所作業用品等整備事業実績報告書

法人名					
事業所名		事業所の所在地			
事業の目的	(※具体的な数値を可能な限り示すこと)				
事業内容	(※具体的な数値を可能な限り示すこと)				
作業用品等整備の内訳	規格	単価	数量	支出額	導入完了年月日
		円		円	
		円		円	
合計 (総事業費 (A))		円		円	
作業用品等整備の効果 (事業の成果等)	(※具体的な数値を可能な限り示すこと)				
今後の課題	(※具体的な数値を可能な限り示すこと)				
資金内訳	総事業費			円	
	内訳：県補助金			円	
	自己資金			円	
	借入金等			円	

(添付書類)

- ・経費支出証拠書類（契約書・納品書・請求書・領収書及びその内訳等）の写し
- ・備品や設備等の整備後の写真
- ・設備の設置場所の平面図等（計画書から変更があった場合のみ）

## 収支決算書抄本

## 1 収入の部

(単位：円)

区 分	決算額	備 考
令和8年度茨城県就労継続支援 B型事業所作業用品等整備事業 費補助金		
自己資金		
借入金		
合 計		

## 2 支出の部

(単位：円)

区 分	決算額	備 考
合 計		

本書は、原本と相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

法 人 名 :  
代表者職氏名 :

様式第6号

障 福 第 号  
令和 年 月 日

殿

茨城県知事 大井川 和彦

令和8年度茨城県就労継続支援B型事業所作業用品等整備事業費補助金  
確定通知書

令和 年 月 日付け 第 号で実績報告のあった標記補助金については、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号）第14条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

補助金の確定額 金 円